

空き家などの管理は所有者の責務です

☎ 建築課建築行政係 ☎95-9907

空き家やその敷地の付属物が原因で、近隣や通行人に損害を与えた場合、所有者がその責任を問われ、訴訟となることもあります。倒壊や建築材の飛散、雑草・雑木の放置による害虫発生などが起こらないよう、近くに住む人の身になって定期的な管理を行いましょ。自身で定期的な管理がしきれないと感じたら、少しでも早めに業者（市シルバー人材センター（☎46-3703）など）や知り合いなどに管理を依頼しましょ。また、建築課でも空き家相談窓口を設置しています。

市空き家等対策補助制度を実施しています

老朽化が著しく倒壊のおそれや外壁・屋根などの部材の飛散により、周辺の住民に危害を及ぼす可能性のある空き家を除却し、更地とする工事費用の一部を補助します（事前に建築課の判定が必要）。

予定件数	20件
補助金	上限20万円（解体費の5分の4）

空き家に関する情報を知らせてください

以下のような様々な理由で使用されなくなった建築物の所在地や外観などを知らせてください。状態が良くない場合は、現地調査を行います。

- ・人の出入りが無い
- ・電気、ガスなどのメーターが撤去された
- ・一人で暮らしていた住人が施設入所、入院、死亡などで住まなくなった
- ・家族そろって引っ越したと聞いた

建築物の将来も考えましょ

今、空き家を所有していない人も他人事ではありません。今は親族が住んでいる家も、将来は空き家となり、あなたが所有者となるかもしれません。今あなたが住んでいる家も、引き続き住む人がいなければ空き家になるかもしれません。住んでいる人の将来と合わせて、建築物の将来も考えましょ。

空き家バンクに登録しませんか

市と県宅地建物取引業協会は空き家対策に関する協定を締結し、空き家総合相談窓口と市空き家バンクを開設しました。売買や賃貸を始めとする空き家に関する相談や質問など、何でも気軽に連絡してください。

☎ 空き家総合相談窓口 ☎052-522-2567

空き家の発生を抑制するための特例措置

被相続人の居住の用に供していた家屋を、相続した人が当該家屋又は取壊後の土地について、相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一定の要件を満たす譲渡をした場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。詳しくは刈谷税務署や国土交通省ホームページで確認してください。

特例措置の適用を受けるための被相続人居住用家屋等確認書の交付は、空き家の所在地の市町村で行っています。市内の空き家が対象の場合は、建築課へ申請書類を提出してください。申請から交付まで1週間程度かかります。できる限り事前に相談してください。

防災機能を確保

住宅瓦屋根耐風診断・改修費用を補助します

☎ 建築課建築行政係 ☎95-9907



突風や台風の上陸により、住宅の瓦が脱落するなど大きな被害が発生しており、瓦屋根の緊結方法基準が1月1日から強化されました。防災機能の確保のため、耐風性能が十分ではないおそれのある既存住宅屋根の耐風性能の診断及び脱落の危険性があると判断された屋根の改修に必要な費用を支援するための補助を実施します。

補助金の種類	内容	補助額
住宅瓦屋根耐風診断費補助金	2001年より前に建てられた瓦屋根の住宅で、2001年以降に屋根が改修されていない住宅を対象とした耐風診断に補助します。	瓦屋根の耐風診断に要する費用（上限31,500円）
住宅瓦屋根耐風改修費補助金	耐風診断の結果により改正基準に適合しないと判定された瓦屋根を所要の耐風性能を有する屋根（瓦以外も可）にふき替える工事に補助します。	瓦屋根の屋根面積（㎡）に24,000円を乗じた額又は、耐風改修工事に要する費用のどちらか低い額の23%（上限20万円）
三州瓦加算補助金	耐風改修工事で市内に本社又は工場を有する事業所が生産した瓦を使用する場合、補助金に加算します。	瓦使用面積1㎡当たり600円（上限10万円）